

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が入社後4ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%を返還するものとする
- (2) 入社日以後2ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%を返還するものとする
- (3) 入社日以後4ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の20%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

有料職業紹介事業許可番号 40-ユ-300672
株式会社ファーマアドバンス 福岡市南区長住1-5-15